

甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

甲佐町では、子どもたちの夢実現に向けて取り組む意欲やチャレンジする力を育むことを目的に、第一線で活躍する著名人による講演会を開催するため、講師依頼等を含めた関連業務を一括代行する事業者を選定することとする。

ついては、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施にあたり必要な事項を本要領により定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務委託

(2) 業務内容

「甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

(4) 発注者

甲佐町長 甲斐 高士

(5) 支払条件

前払いなし

(6) 委託契約限度額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は提案にあたっての目安を示すものであり、予定価格を示すものでない。

3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において、国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 国税、地方税を滞納していないこと。

(6) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定す

る暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。

- (7) 過去に本業務に類似した講演会の運営や講師依頼について実績があり、専門的なノウハウと運営体制を有しているものであること。

4 スケジュール

実施内容	日 時
公募開始	令和7年6月27日(金)
質問の受付期限	令和7年7月8日(火) 午後5時まで
質問の回答期限	令和7年7月11日(金) 午後5時まで
参加申込書の提出期限	令和7年7月17日(木) 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年8月1日(金) 午後5時まで
第1次審査 結果通知	令和7年8月8日(金) 予定
プレゼンテーション(第2次審査)	令和7年8月19日(火) 予定
審査結果通知	令和7年8月20日(水) 予定
契約締結	令和7年8月下旬予定

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年6月27日(金) から令和7年7月8日(火) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問用紙(様式第8号)に記載し、電子メールで提出すること。また、電子メール送信後は、必ず送信した旨の電話連絡を行うこと。(土・日・祝日を除く、甲佐町役場開庁日 午前8時30分から午後5時まで)

甲佐町社会教育課社会体育係 (Mail) shakai02@kosa.kumamoto.jp
(電話) 096-234-2447

(3) 質問への回答

受け付けた質問に対する回答は、随時本町ウェブサイトに掲載する。

ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

※最終回答更新予定日 令和7年7月11日(金)

6 参加申込みについて

このプロポーザル方式に参加し、提案書等を提出するものは、参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年7月17日(木) 午後5時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4
甲佐町社会教育課社会体育係 電話 096-234-2447 (直通)

(3) 提出方法

持参又は郵送 (提出期限必着)

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書 (様式第 1 号)
- ② プロポーザル参加誓約書 (様式第 2 号)

(5) 提出部数

各 1 部

(6) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書 (様式第 1 号) を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届 (様式第 3 号) を提出すること。

(7) 参加資格承認

参加資格承認可否の連絡は、参加表明書の提出から 10 日以内に参加表明書に記載されたメールアドレスあてに電子メールにて通知する。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日 (金) 午後 5 時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4
甲佐町社会教育課社会体育係 電話 096-234-2447 (直通)

(3) 提出方法

持参又は郵送 (提出期限必着)

(4) 提出書類

① 企画提案書 (任意様式)

- ・ 規格は、A 4 判、横書き、両面印刷可、文字は 11 ポイント以上、目次及び頁番号を付すこと。
- ・ また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。

【提案事項 (必須項目)】

- ・ 講師候補者 2 名を提案し、講師ごとに以下を記載すること。

ア 講師の選定理由

イ 講演の内容 (講師が伝えたいこと、ねらい等)

ウ 講演内容、講師選定について、甲佐町の「子どもたちの夢実現に向けて取り組む意欲やチャレンジする力を育むこと」との関連性

※運營業務委託仕様書 7 (2)①のとおり、講師は 1 名または 1 組とする。

なお、講師選定に係る評価基準は「評価基準表 (別紙 1)」のとおり、講師候補者 2 名それぞれに配点する。

- ② 本業務の実施体制（様式第5号）
 - ③ 業務に関する実績（様式第6号）
 - ・ 類似業務の過去5ヶ年分の受託実績について説明すること。
 - ④ 提案価格（様式第7号）
 - ⑤ 会社概要調書（様式第4号）
 - ⑥ 定款
 - ⑦ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）
 - ⑧ 税に関して未納・滞納のないことを証する証明書（参加申込書を提出する日から前3か月以内に交付を受けたもの）
 - ・ 国税に関する証明書
 - ・ 県税に関する証明書
 - ・ 法人の所在地が町内にある場合は、町税、使用料その他本町及び甲佐町水道事業に対する料金の滞納がないことについて事務局で調査するため、それにかかる同意書（様式第9号）を提出すること
- (5) 提出部数
計6部（正本1部、副本5部）
- (6) 注意事項等
- ・ その他自社の優位性（独自提案等）がある場合はその説明を加えること。
なお、その場合は、提案価格（様式第7号）に含まれているもの、含まれていないものを明確にすること。
 - ・ 講師候補者の写真を使用する際は、事前に使用許可を得るなど、必要な手続きを行ったうえで使用すること。
- (7) その他
- ・ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ・ 提出された書類は返却しない。
 - ・ 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。

8 選定の手順について

町は関係書類等の審査にあたり、町が設置する「甲佐町子どもたち夢・チャレンジ応援講演会業務委託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、必要な審査を非公開にて実施する。

(1) 第1次審査（事前審査）

参加申込者が4事業者を超える場合は、提出書類による書面審査を実施し、プレゼンテーションの参加者を4事業者以内に選定する。

審査結果については、令和6年8月8日（金）までに全事業者に対し通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

提出書類及びプレゼンテーションの内容について、下記表1及びの審査項目に基づき選定委員会において審査を行う。

- ① 開催日時 令和7年8月19日（火）午前10時から開始予定
※ただし、参加業者数等により変更する場合もあるため、日時及び場所等の詳細については別途連絡する。
- ② 開催場所 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4
甲佐町生涯学習センター研修室
- ③ 発表時間 1事業者あたり30分まで
※プレゼンテーションの時間は1事業者あたり20分とし、その後、質疑応答を10分程度行う。なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター及び電源は町で準備するが、それ以外（パソコン、プロジェクターなど）は持参すること。
- ④ 出席者 1事業者あたり3名まで
- ⑤ その他
 - ・ 追加資料の共有は禁止する。

9 評価基準について

評価にあたっては下記表1の審査項目ごとに審査を行い、審査項目1から10までは表2に定める評価基準に基づき算出し、審査項目11は最も低い提案価格を満点（10点）で1位とし、2位以下の者の得点は1位の者の提案価格との比率により次の計算式により算出するものとする。

<計算式>

提案価格の得点 = 10点 × (提案者のうち最低価格 / 当該者の提案価格)

※得点は、小数点第2位以下を四捨五入するものとする。

(1) 評価点数

各審査項目における配点の合計点は120点とし、各審査委員の採点数の合計が最も高い者を第1位の契約予定者とし、それに次ぐ点数の者を次点者として決定する。

(2) 最低基準点

各審査委員の採点数の合計の平均（ただし、最高点と最低点を除く）において72点（満点の6割）に満たない場合は、契約予定者から除外する。

(3) 総得点が同点のとき

総得点が同点の場合は、選定委員会において合議の上、順位を決定する。

10 選定について

- ・ 選定結果については、選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する。
なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。
- ・ 参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。

11 契約手続き

- ・ 審査の結果、総得点の最も高い者を第1位の契約予定者とし、町との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。
- ・ 契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格（様式第7号）の範囲内とする。

12 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき
- (3) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

13 その他留意事項

- (1) 採用されなかった企画提案書等は、提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書等を甲佐町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (5) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲佐町と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (6) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により甲佐町の承諾を得たときはこの限りでない。

14 問い合わせ先

甲佐町社会教育課社会体育係

住 所：〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

T E L：096-234-2447（直通）内線 323

F A X：096-234-2957

E-mail：shakai02@kosa.kumamoto.jp

(表 1)

審査項目		配点 (上限)		審査基準	
1	候補者① の講師に よる講演	講師の選定 理由	15	40	・参加対象である小中学生を意識したうえで、 事業目的を理解した講師を選定しているか。 選定理由は妥当か。
2		講演の内容	10		・小中学生を参加対象とした講演会として、 事業目的を理解した魅力ある講演内容となっ ているか。 ・講師が伝えたいこと、ねらいは明確になっ ているか。
3		事業目的と の関連性	15		・講師の選定と講演内容が、事業目的に明確 に関連しているか。
4	候補者② の講師に よる講演	講師の選定 理由	15	40	・参加対象である小中学生を意識したうえで、 事業目的を理解した講師を選定しているか。 選定理由は妥当か。
5		講演の内容	10		・小中学生を参加対象とした講演会として、 事業目的を理解した魅力ある講演内容となっ ているか。 ・講師が伝えたいこと、ねらいは明確になっ ているか。
6		事業目的と の関連性	15		・講師の選定と講演内容が、事業目的に明確 に関連しているか。
7	講演会の企画について		10	10	・事業目的を理解した魅力ある企画となっ ているか。
8	その他自社の優位性について（独自提案）		10	10	・企画提案者独自の提案及び強みは、事業の 魅力を深めるものといえるか。
9	運営体制について		5	5	・本事業を円滑に実施する運営体制となっ ているか。業務責任者、担当者の配置は適切か。
10	業務に関する実績につ いて		5	5	・類似業務の受託実績は豊富か。
11	提案価格		10	10	・本要領9の計算式による。
合 計			120		

(表 2)

評価基準	評価 記号	評価点 (配点別)		
		15 点	10 点	5 点
極めて良好 (極めて優秀である / 極めて高度な能力を有している 等)	A	15	10	5
良好 (優秀である / 高度な能力を有している 等)	B	12	8	4
普通 (満足できる / 十分な能力を有している 等)	C	9	6	3
やや不十分 (物足りない / 能力が乏しい 等)	D	6	4	2
不十分 (全く満足できない / 任せることが不安である 等)	E	3	2	1